

# 奈良市公報

号外第23号

平成25年12月2日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 監査

- 定期監査の実施結果……………1
- 包括外部監査の結果に関する報告の公表……………3

### 公営企業

- 奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程……………4
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程……………9
- 奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程……………9
- 奈良市水道局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示……………10
- 会計帳簿等の様式に関する規程の一部を改正する告示……………10

### 消防

- 奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令……………14
- 喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定の一部改正……………14

### 教育委員会

- 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則……………16
- 奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則……………16
- 奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則……………16
- 教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則……………17
- 学校教育法施行細則の一部を改正する規則……………17
- 奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………17
- 奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令……………18
- 奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………18
- 奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令……………18

- 奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令……………18
- 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱……………19
- 臨時教育委員会の開催……………22

### 選挙管理委員会

- 奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数……………22

### 議会

- 奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程……………22
- 議会運営委員会の委員の辞任……………22
- 議会運営委員会の委員の選任……………22
- 議会制度検討特別委員会の委員の辞任……………22
- 議会制度検討特別委員会の委員の選任……………22
- 奈良市議会だより編集委員会の委員の辞任……………22
- 奈良市議会だより編集委員会の委員の就任……………22

## 監査

### 奈良市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成25年3月28日

奈良市監査委員 中村勝三郎  
 同 中本勝  
 同 松村和夫  
 同 井上昌弘  
 奈良監第6号  
 平成25年3月28日

奈良市長 仲川元庸様  
 奈良市議会議長 土田敏朗様

奈良市監査委員 中村勝三郎  
 同 中本勝  
 同 松村和夫  
 同 井上昌弘

### 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

- 1 監査対象  
 環境部  
 環境事業室     リサイクル推進課   まち美化推進課  
    土地改良清美事務所（奈良阪処分地）

<p>管理事務所を含む。) 施設課</p> <p>都市整備部 都市計画室 都市計画課 交通政策課 公園緑地課</p> <p>まちづくり指導室 開発指導課 建築指導課 景観課</p> <p>建設部 道路室 道路維持課 (土木管理センターを含む。) 街路課</p> <p>下水道室 河川課 営繕課 住宅課 会計課</p> <p>監査委員事務局 監査課</p> <p>議会事務局 議会総務課</p> <p>(水道局) 業務部 経営管理課 (情報管理室を含む。) 経理課</p> <p>技術部 漏水対策課 工務課 東部管理課</p> <p>浄水場 浄水課</p> <p>2 監査期間 平成25年1月10日～同年3月28日</p> <p>3 監査方法 平成24年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成24年11月末日現在 (水道局については、同年12月末日現在) の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。</p> <p>4 監査結果 監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。 なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。</p> <p>共通事項 日付を空欄にして徴したとみられる見積書や納品書が散見された。日付は先方が記入すべきものである。本来あるべき形に改められたい。</p> <p>環境部 リサイクル推進課 資源回収品 (アルミ缶・スチール缶) は、委託業者が圧縮機でブロック状に成形し、市に納入されており、委託業者が市に提出する「日報」には、ブロック個数とブロックの平均重量から算出した総重量 (暫定重量) が記載されている。 一方、市がブロック状に成形された資源回収品を引取業者へ売却する際、市の計量機で測定され、「計量票」は市が保管している。 しかし、いずれもが別々に保管されており、課内で納入・売却の記録が台帳で行われておらず、現在、</p>	<p>保有している資源回収品の残高のブロック個数と総重量 (暫定重量) が把握できていない状態である。資源回収品の入庫・出庫・残高の管理を台帳で行うことが必要であることから、ルール等の作成を検討されたい。</p> <p>まち美化推進課 クレーン付トラックについて、継続検査 (車検) を失念していた事例が見られた。公用車の管理を適正に行われたい。</p> <p>都市整備部 都市計画課 切手類受払簿の残高欄の記載が行われていなかった。また、毎月末に切手の残枚数等の確認のための所属長の決裁を受けていなかった。「切手等郵送料の取扱いについて」 (平成23年3月4日付奈総文第23号) に基づき、切手類受払簿の記載をもれなく行い、月末ごとに切手の残枚数等の確認のため、所属長の決裁を受けられたい。</p> <p>交通政策課 ならまち駐車場等の敷地内における行政財産の目的外使用について、許可された者は、その使用前に使用料を納入しなければならないこととなっている。しかし、実際の使用料の納入は、使用を開始した後であり、特に納期限を設定せずに納入通知が行われており、長いもので、許可日から2箇月近く経過してからの納入になっている事案もある。 納入通知書には納期限を設定するとともに、奈良市行政財産使用料条例第5条第1項本文の規定のとおり、使用料は、その使用前に納入させるよう改められたい。</p> <p>公園緑地課 市が設置する都市公園において、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときなどは、市長の許可を受けなければならないこととなっている。この際、使用料を納入しなければならず、その使用料は、当該許可を受けた際に納入しなければならないこととなっている。しかし、実際の使用料の納入は、許可をした後であり、特に納期限を設定せずに納入通知が行われており、長いもので、許可日から2箇月以上経過してからの納入になっている事案もある。 納入通知書には納期限を設定するとともに、奈良市都市公園条例第13条第1項本文の規定のとおり、使用料は、その許可を受けた際に納入させるよう改められたい。 また、奈良市都市公園条例第14条の規定による使用料の減免の決裁区分を誤って、課長専決で決定していた。部長の専決事項であるので、改められたい。</p> <p>開発指導課 建築指導課 開発指導課においては開発行為許可申請手数料、</p>
--	---

宅地造成等許可申請手数料等について、建築指導課においては建築物に関する確認申請手数料等について、一旦、会計課の窓口において申請者が手数料を納入し、その領収済通知書（独自様式）を申請書に添付して所管課に提出することとなっている。両所管課の公金等取扱マニュアルによると、一旦、会計課で納入された現金は、月曜日に前週分を所管課が確認した上で、指定金融機関に入金することとしている。しかしながら、1週間分まとめた入金では、奈良市会計規則第9条が規定する、速やかな払込みとはいえないため、前日分を翌日に調定し、速やかに指定金融機関に入金されたい。

建設部

道路維持課（土木管理センターを含む。）

(1) 南京終町四丁目地内の橋梁修繕工事について、その近隣での工事と競合するため、現場の状況から、本件請負業者にしか施工ができず、もって工期の短縮及び経費の節減等が見込まれると判断したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約を締結していた。具体的には、工事中進入路の問題や交通誘導員の配置などから、工期の短縮と経費の節減が図れるとの説明であったが、それを裏付ける客観的な資料は添付されていなかった。随意契約をする場合には、個々の建設工事ごとに客観的な資料を作成し、技術の特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断できるよう改められたい。

(2) 上深川町地内の互いに隣接する所での樹木伐採業務委託について、それぞれ地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約の限度額である50万円以下の金額に分割して、同じ期間で契約を締結していた。随意契約をする理由はないので、2つを1つにまとめて競争入札を行われたい。

住宅課

(1) PHS無線基地局を設置するとして、行政財産の目的外使用許可を行い、その使用料単価を1基495円としている。しかしながら、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により準用される奈良市道路占用料に関する条例別表に当該使用料単価の定めがなかった。国の通知に基づいて徴収しているとのことであったが、使用料に関する事項については、条例で定める必要があるため、当該使用料単価の根拠を明確にされたい。

(2) 電気通信線路設備を設置する目的での行政財産の目的外使用許可を行っているが、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により準用される奈良市道路占用料に関する条例別表備考6に記載されているとおりの端数処理をしておらず、小数点第2位までの占有面積で計算しており、金額を少なく徴収する結果となっていた。正しい端数

処理による使用料の徴収をされたい。

(3) 市営住宅等の敷地内における行政財産の使用料については、納期限を付して納入通知書を発行し、納入を受けているが、いずれも、その使用を開始した後の納入となっている。奈良市行政財産使用料条例第5条第1項本文の規定のとおり、使用料は、その使用前に納入させるよう改められたい。

また、行政財産の目的外使用許可の更新に際し、併せて、行政財産使用料減免申請を受け付け、減免を行っているが、その決裁区分を課長専決としていた。使用料の減免については、部長専決事項であるので、改められたい。

(4) 市営住宅の予定価格50万円未満の施設修繕料の執行について、予定価格が20万円以上であれば2者以上から見積書を徴さなければならないが、緊急を要する修繕工事で、奈良市契約規則第18条の2第1項第2号に該当するとして、一律に1者からしか見積書を徴していなかった。緊急性の有無は、画一的に取り扱うのではなく、個別の内容により判断されたい。

また、定められた施設修繕台帳を用いず、コンピュータ内で独自に執行管理を行っているため、個々の施設修繕の予定価格を課長が決定したことを確認できなかった。定められた手続に従い、意思決定過程を明確に記録されたい。

(水道局)

技術部

工務課

電線共同溝整備事業のために支障となる上水道施設の移設に伴う補償契約書の契約締結日が、水道局内での意思決定日より1箇月以上前の日付になっていた。日付を遡る契約日の設定は、改められたい。

東部管理課

都祁地区の水道事業認可申請書等作成業務委託契約で、毎日提出することになっている「委託日報」が、監査時点で提出されていなかった。契約書のとおり「委託日報」の提出を求められたい。

(平成25年3月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人玉置寿子から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

平成25年3月28日

奈良市監査委員 中村勝三郎  
同 中本勝  
同 松村和夫  
同 井上昌弘

別添省略

(平成25年3月28日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局管理規程第1号

奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者  
池田 修

奈良市水道局組織規程等の一部を改正する規程  
(奈良市水道局組織規程の一部改正)

第1条 奈良市水道局組織規程(平成14年奈良市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「、場」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の業務部及び技術部に次の課、室、所及び係を設置する。

#### 業務部

経営管理課 経営係 財政係

情報管理室

上下水道統合推進課

総務課 総務係 人事係 給与係

経理課 経理係 管財係 入札係

料金お客様課 料金係 お客様係 収納係 計量係

西部営業所

#### 技術部

配水課 総務係 配水係 管路情報係 調整係  
工事検査係

給水課 管理係 給水装置第一係 給水装置第二係  
給水装置第三係

漏水対策課 管理係 維持係 予防係

工務課 契約調整係 設計積算係 工務第一係

工務第二係 工務第三係

東部管理課 調整係 管理第一係 管理第二係

都祁・月ヶ瀬水道係

浄水課 総務係 管理第一係 管理第二係 管理第三係

水質管理課

第3条経営係の部分の第5号中「奈良市水道事業中長期計画」の次に「及び財政計画」を加え、同部分の第14号を削り、同条財政係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条総務係の部分の第8号を削り、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(上下水道統合推進課の事務)

第4条 上下水道統合推進課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 上下水道事業組織統合に関すること。
- (2) 下水道事業の地方公営企業法適用化に関すること。

(3) 課の庶務に関すること。

第8条庶務係の部分中「庶務係」を「総務係」に改め、同部分の第6号を削る。

第9条庶務係の部分中「庶務係」を「管理係」に改める。

第10条庶務係の部分中「庶務係」を「管理係」に改め、同部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 修繕工事業務委託の調査及び研究に関すること。

第11条庶務係の部分中「庶務係」を「契約調整係」に改める。

第12条庶務係の部分中「庶務係」を「調整係」に改め、同部分の第4号中「旧簡易水道事業」の次に「及び月ヶ瀬簡易水道事業」を加え、同部分の第6号を次のように改める。

(6) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業に係る企画、調査及び関係部署との連絡調整に関すること。

第12条管理第一係の部分に次の1号を加える。

(9) 都祁・月ヶ瀬水道係の第1号の事務に関すること。

第12条管理第二係の部分の第2号中「旧簡易水道事業」の次に「及び月ヶ瀬簡易水道事業」を加え、同部分に次の1号を加える。

(6) 都祁・月ヶ瀬水道係の第1号の事務に関すること。

第12条管理第二係の部分の次に次のように加える。

都祁・月ヶ瀬水道係

(1) 都祁水道事業及び月ヶ瀬簡易水道事業の維持管理に関すること。

第14条及び第15条を次のように改める。

(浄水課の事務)

第14条 浄水課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

総務係

(1) 課の収入調定及び収納に関すること。

(2) 主管事務(水質管理課の事務を含む。)に関する文書の収発に関すること。

(3) アセットマネジメントの施設設備データに関すること。

(4) 水質管理課との連絡調整に関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

管理第一係

(1) 西部地域(奈良市の区域から奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)別表に定める地域(月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センター所管地域を除く。)並びに東部地域を除く地域をいう。以下この条において同じ。)の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関すること。

(2) 西部地域の送水施設、設備及び配水池の修繕等の施行に関すること。

(3) 西部地域の施設の工事の設計及び施行に関する

こと。

- (4) 県営水道の受水に関する事。
- (5) 局の無線に関する事。

管理第二係

- (1) 緑ヶ丘浄水場及び木津浄水場（以下この項において「場」という。）の取水、浄水及び送水計画に関する事。
- (2) 場の取水、導水、浄水及び送水並びに配水池等の監視及び運転管理に関する事。
- (3) 場の維持管理に関する事。
- (4) 場の施設の修繕等の施行に関する事。
- (5) 場の施設の工事の設計及び施行に関する事。
- (6) 場の汚泥処理に関する事。
- (7) 場における記録及び統計書の集約及び保管に関する事。

管理第三係

- (1) 須川ダム操作規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第1号）に定める須川ダムの操作に関する事。
- (2) 須川ダム施設等の監視及び運転管理に関する事。
- (3) 須川ダム施設等並びに東部地域の送水施設、設備及び配水池の維持管理に関する事。
- (4) 須川ダム施設等並びに東部地域の送水施設、設備及び配水池の修繕等の施行に関する事。
- (5) 須川ダム施設等並びに東部地域の施設の工事の設計及び施行に関する事。

（水質管理課の事務）

第15条 水質管理課の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 水質試験に関する事。
- (2) 水質試験に係る精度管理に関する事。
- (3) 水質試験の統計及び記録の保管等に関する事。
- (4) 薬品及び分析機器の管理に関する事。
- (5) 水質に関する調査及び研究に関する事。
- (6) 布目・白砂川水質協議会等の連絡調整に関する事。
- (7) 水源地域の保全に係る総合企画に関する事。
- (8) 奈良市水道水源保護指導要綱に関する事。
- (9) 関係官庁への報告業務に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

第18条第1項中「、場に場長」を削る。

第19条、第20条及び第22条中「、場長」を削る。

（奈良市水道局事務専決規程の一部改正）

第2条 奈良市水道局事務専決規程（昭和41年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

（奈良市水道局局議規程の一部改正）

第3条 奈良市水道局局議規程（昭和61年奈良市水道局管理規程第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、技術部浄水場長」を削る。

（奈良市水道事業公印規程の一部改正）

第4条 奈良市水道事業公印規程（昭和55年奈良市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、場」及び「、場長」を削る。

（奈良市水道局文書取扱規程の一部改正）

第5条 奈良市水道局文書取扱規程（平成2年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、浄水場長」を削る。

第25条第2号中「、浄水場長名」を削る。

別記第5号様式の（表）中「□部長・場長」を「□部長」に、「参事・場長・次長・部長」を「参事・次長・部長」に改める。

（奈良市水道局情報化推進に関する規程の一部改正）

第6条 奈良市水道局情報化推進に関する規程（平成24年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「、浄水場長」を削る。

（奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程の一部改正）

第7条 奈良市水道局自家用電気工作物施設保安規程（昭和40年奈良市水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第24号を第32号とし、第23号の次に次の8号を加える。

24 桃香野配水池 同上

25 布目取水場（都祁） 同上

26 導水中継ポンプ所 同上

27 原水分配池 同上

28 都祁浄水場 同上

29 北部浄水場 同上

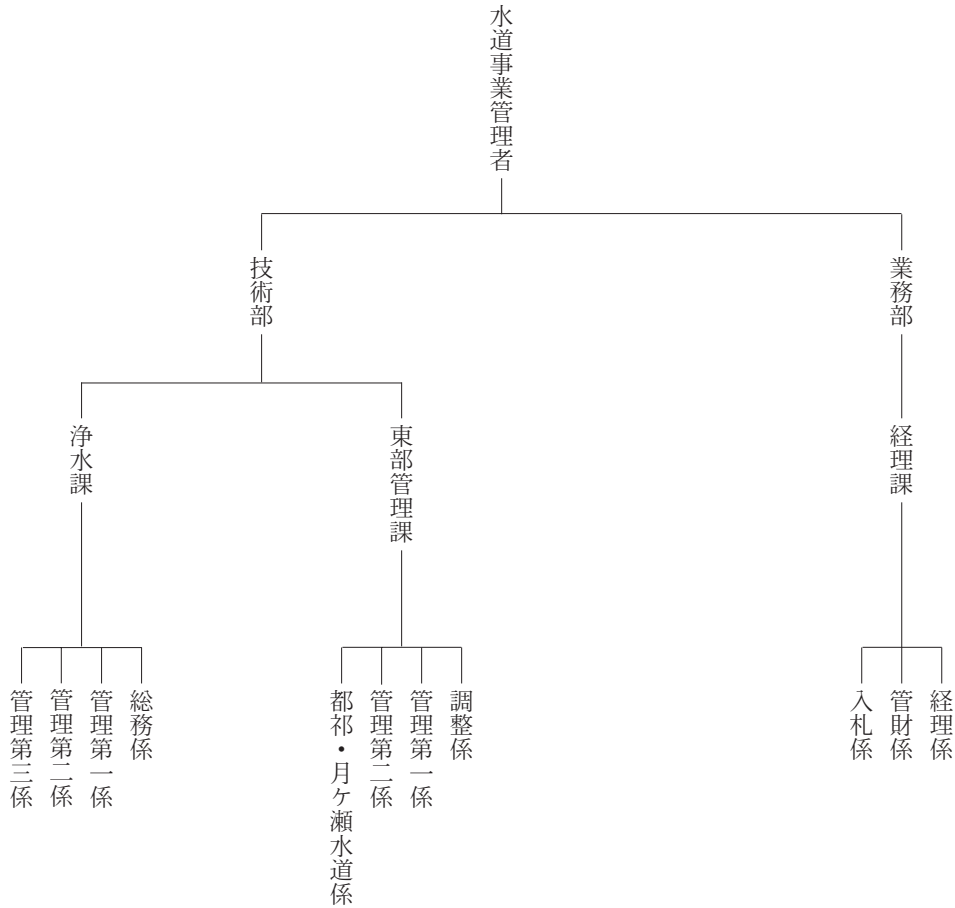
30 馬場中継ポンプ場 同上

31 針ヶ別所中継ポンプ所 同上

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

奈良市水道局自家用電気工作物設置組織図



奈良市水道局自家用電気工作物施設名

- |          |            |          |       |       |       |          |           |        |       |        |         |        |        |         |         |        |         |          |          |         |        |          |          |        |           |        |        |                     |        |          |       |
|----------|------------|----------|-------|-------|-------|----------|-----------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|----------|----------|--------|-----------|--------|--------|---------------------|--------|----------|-------|
| 奈良市水道局庁舎 | 針ヶ別所中継ポンプ所 | 馬場中継ポンプ所 | 北部浄水場 | 都祁浄水場 | 原水分配池 | 導水中継ポンプ所 | 布目取水場(都祁) | 桃香野配水池 | 布目取水場 | 鶴舞ポンプ所 | 帝塚山ポンプ所 | 長谷ポンプ所 | 沓掛ポンプ所 | 大慈仙ポンプ所 | 中ノ川ポンプ所 | 東市ポンプ所 | 南椿尾ポンプ所 | 中畑第2ポンプ所 | 中畑第1ポンプ所 | 興隆寺ポンプ所 | 高樋ポンプ所 | 登美ヶ丘ポンプ所 | 緑ヶ丘排水処理所 | 鳥見ポンプ所 | 須川ダム管理事務所 | 黒谷ポンプ所 | 宝来ポンプ所 | 緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。) | 大洲ポンプ所 | 市坂中継ポンプ所 | 木津浄水場 |
|----------|------------|----------|-------|-------|-------|----------|-----------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|----------|----------|---------|--------|----------|----------|--------|-----------|--------|--------|---------------------|--------|----------|-------|

別表第2 (第3条関係)

業務分掌及び職務権限

施設 業務内容	木津浄水場	市坂中継ポンプ所	大洲ポンプ所	緑ヶ丘浄水場(緑ヶ丘ポンプ所を含む。)	宝来ポンプ所	黒谷ポンプ所	須川ダム管理事務所	鳥見ポンプ所	緑ヶ丘排水処理所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第二係			管理第二係			管理第三係		管理第二係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係		管理第一係	管理第一係		管理第一係	管理第一係
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係			管理第一係			管理第一係		管理第一係
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収									
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練									
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	登美ヶ丘ポンプ所	高樋ポンプ所	興隆寺ポンプ所	中畑第1ポンプ所	中畑第2ポンプ所	南椿尾ポンプ所	東市ポンプ所	中ノ川ポンプ所	大慈仙ポンプ所
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)		管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係	管理第三係		管理第三係	管理第三係
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収									
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練									
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	沓掛ポンプ所	長谷ポンプ所	帝塚山ポンプ所	鶴舞ポンプ所	布目取水場	桃香野配水池	布目取水場(都祁)	導水中継ポンプ所	原水分配池
① 施設の運営管理	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	浄水課長	東部管理課長	東部管理課長	東部管理課長	東部管理課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	管理第三係	管理第三係			管理第三係				
② 運転操作基準の設定									
③ 保全計画、総括調査	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係
④ 定期点検、測定記録									
⑤ 保全基準の設定	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係
⑥ 事故									
⑦ 工事計画、設計施行検収	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係
⑧ 備品、予備品の管理									
⑨ 従業員の教育訓練	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	管理第一係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係
⑩ 非常災害対策									

施設 業務内容	都祁浄水場	北部浄水場	馬場中継ポンプ場	針ヶ別所中継所	奈良市水道局庁舎
① 施設の運営管理	東部管理課長	東部管理課長	東部管理課長	東部管理課長	経理課長
② 電気設備の保全、指導監督	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者	主任技術者
① 電気設備の運転操作(監視、巡視、日常点検)	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	管財係
② 運転操作基準の設定					
③ 保全計画、総括調査	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	管財係
④ 定期点検、測定記録					
⑤ 保全基準の設定	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	管財係
⑥ 事故					
⑦ 工事計画、設計施行検収	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	管財係
⑧ 備品、予備品の管理					
⑨ 従業員の教育訓練	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	都祁・月ヶ瀬水道係	管財係
⑩ 非常災害対策					



(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改正)

第8条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の8級の項中「、参事及び浄水場長」を「及び参事」に改める。

別表第4中「、参事及び浄水場長」を「及び参事」に改める。

(奈良市企業職員の職に関する規程の一部改正)

第9条 奈良市企業職員の職に関する規程(平成19年奈良市水道局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、場」を削る。

(奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第10条 奈良市水道局指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年奈良市水道局管理規程第8号)を次のように改正する。

第5条中「給水部給水課」を「技術部給水課」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(奈良市水道局文書取扱規程の一部改正に伴う経過措置)
- 第5条の規定による改正前の奈良市水道局文書取扱規程により定められていた別記第5号様式による用紙は、同条の規定による改正後の奈良市水道局文書取扱規程により定める別記第5号様式にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。  
(平成25年3月29日揭示済)

### 奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者  
池田 修

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

11 平成25年3月31日において奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定を受けている者で、同日までに第4条に掲げる事項を管理者に届け出た者は、平成25年4月1日以後においては、この規程の規定により指定工事事業者の指定を受けている者とみなす。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

### 奈良市水道局管理規程第3号

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者  
池田 修

奈良市水道局会計規程の一部を改正する規程

奈良市水道局会計規程(昭和57年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「収入伝票」を「入金伝票」に、同条第2号中「支出伝票」を「支出命令書」に改め、同条に次の2号を加える。

(4) 支出負担行為書兼支出命令書

(5) 出金伝票(支払明細書)

第17条中「収入伝票及び支出伝票」を「入金伝票及び支出命令書並びに支出負担行為書兼支出命令書」に改める。

第18条中「収入伝票」を「入金伝票」に、「支出伝票」を「支出命令書及び支出負担行為書兼支出命令書並びに出金伝票(支払明細書)」に改める。

第23条第1項第2号コを次のように改める。

コ 調停(増減)簿

第41条第2項中「収入伝票」を「入金伝票」に改める。

第44条第1項及び第2項中「支出伝票」を「支出命令書」に改める。

第45条中「調定増減額伺簿」を「調定(増減)簿」に改め、「、管理者の決裁を受け」を削る。

第51条第1項中「支出負担行為書」の次に「又は支出負担行為書兼支出命令書」を加え、同条第2項中「支出伝票」を「支出命令書及び支出負担行為書又は支出負担行為書兼支出命令書」に改め、「、同項の支出負担行為書」を削り、同条第3項中「支出伝票」を「支出命令書」に改め、同条に次の1項を加える。

4 主管課長は、給料、手当等、法定福利費、電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、一定の期間を画して購読する新聞雑誌等の購読料又は旅費の負担行為の決定については、支出負担行為書兼支出命令書によりこれを行うことができる。

第53条及び第54条第3項第1号中「支出伝票」を「支出命令書又は支出負担行為書兼支出命令書」に改める。

第66条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「支出伝票」を「支出命令書」に改める。

第67条中「収入伝票」を「入金伝票」に改める。

第68条中「支出伝票」を「支出命令書」に改める。

第70条中「調定増減額伺簿」を「調定(増減)簿」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年3月29日揭示済)

奈良市水道局告示第5号

奈良市水道局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市水道事業管理者  
池田 修

奈良市水道局入札参加者等審査会要綱の一部を改正する告示

奈良市水道局入札参加者等審査会要綱（昭和61年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「5人」を「4人」に改め、同条第5項第5号を削る。

附 則

別表中

収入伝票（第16条）  
支出伝票（第16条）  
振替伝票（第16条）  
振替（調定）伝票（第16条）

別記第1号様式  
別記第2号様式  
別記第3号様式  
別記第4号様式

を

入金伝票（第16条）  
支出命令書振替伝票（第16条）  
振替伝票（第16条）  
調定何振替伝票（第16条）  
支出負担行為書兼支出命令書振替伝票（第16条、第51条）  
出金伝票（支払明細書）（第16条）

別記第1号様式  
別記第2号様式  
別記第3号様式  
別記第4号様式  
別記第4号様式の2  
別記第4号様式の3

に、「調定（増減）額何簿」を「調定（増

減）簿」に改める。

別記第1号様式中

決裁	起票	係長	補佐	主幹	課長	次長	部長	管理者

を

決裁欄

に、

収入伝票

を

入金伝票

に、

収入 年 月 日

を

入金 年 月 日

に、「調定伝票番号」を

「調定何伝票番号」に、「収入伝票番号」を「入金伝票番号」に改める。

別記第2号様式中

決裁	起票	係長	補佐	主幹	課長	次長	部長	管理者

を



第4号様式の2 (第16条関係・第51条関係)

予算総括合議		決裁欄								
支出負担行為書 兼支出命令書		振替伝票		金額 円						
				税率 %		消費税				
年度				支出負担行為 年 月 日						
予算科目	款項目節 細節			予算執行状況	当初予算額 予算増減額 予算現計額 支出負担行為済額 予算残額					
					借方			貸方		
勘定科目	款項目節 細節			款項目節 細節						
摘要	数量：  〒 電話番号									
債権者	住所			支払済印						
	氏名									
振込先	預金種別			口座番号						
口座名義：										
支払期日 年 月 日		出納審査	係員		係長		補佐		主幹	企業出納員
支払方法 (現金 納付書 振込)										
主務課		支出負担行為番号			支出命令書番号					
(経理課保存)								奈良市水道局		



附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第1号

全 職 員

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月28日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

奈良市消防吏員の階級別定数規程の一部を改正する訓令

奈良市消防吏員の階級別定数規程（昭和58年奈良市消防局長訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「37人」を「40人」に改め、第5号中「127人」を「131人」に改め、第6号中「103人」を「106人」に改め、第7号中「8人」を「6人」に改め、第8号中「112人」を「104人」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月28日揭示済)

奈良市消防局告示第1号

平成4年奈良市消防本部告示第3号（喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月28日

奈良市消防局長 徳岡 泰博

本則の表の来迎寺町来迎寺本堂の項の次に次のように加える。

登大路町 旧正法院家住宅（吉城園）内	旧正法院家住宅（吉城園）内 一円	(177)
住宅（吉城園）	主棟（北棟、北廊下玄関棟、中央棟、南廊下棟、南棟、土蔵（西）、土蔵（東））内	(178)
	離れ（離れ座敷、腰掛）内	(179)
	四阿内	(180)
	表門付近	(181)
	梅見門付近	(182)

(平成25年3月28日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会規則第2号

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成20年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

事務	補助執行職員
人権教育に関すること（学校における人権教育に関することを除く。）。	市民活動部長及び人権政策課の職員
学校施設の開放に関すること。	市民活動部長及びスポーツ振興課の職員
教育支援活動並びにボランティア情報の収集及び支援に関すること。	市民活動部長及び協働推進課の職員
幼稚園の適正配置、適正規模の計画及び施策推進並びに幼稚園施設の建設計画に関すること。	子ども未来部長及び子ども政策課の職員
保育内容の指導等関係事業への指導及び認定こども園の給食に関すること。	子ども未来部長及びこども園推進課の職員
幼稚園及び認定こども園の入園料、保育料及び預かり保育に要する費用の徴収及び学級編成、園児募集及び就園奨励並びに私立幼稚園の助成に関すること。	子ども未来部長及び保育所・幼稚園課の職員

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江 雅彦

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和53年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項を次のように改める。

2 前項の部に次の課、室及び係を設置する。

教育総務部

教育総務課 総務係 経理係 施設係 情報管理係  
教職員課 総務係 人事係 給与係  
生涯学習課  
文化財課 総務係 指定文化財係 記念物係  
埋蔵文化財調査センター

学校教育部

学校教育課 総務係 指導係 教育推進係 人権教育係

いじめ対策指導室

保健給食課 保健係 給食係

地域教育課 地域学校連携係 放課後児童育成係

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

事務局に次の課及び教育機関を設置する。

教育政策課

学校及び幼稚園

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 学校及び幼稚園の設置並びに廃止の手續に関する事

(5) 通学区域の設置及び改廃に関する事

第4条総務係の部分中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 就学援助及び就園奨励に関する事

第4条総務係の部分中第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第4条経理係の部分中第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 私立学校及び私立幼稚園の助成に関する事

(3) 幼稚園及び認定こども園の入園料、保育料及び預かり保育に要する費用の徴収に関する事

第4条経理係の部分の第4号中「授業料及び保育料等」を「高等学校の入学料及び授業料」に改め、同部分の第5号を削り、同部分の第6号を同部分の第5号とする。

第4条施設係の部分の第1号中「学校教育施設」の次に「及び幼稚園施設」を加え、同部分の第6号中「建設計画及び」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(7) 通学路の安全確保に関する事

第4条情報管理係の部分の部分を次のように改める。

情報管理係

(1) 学校及び幼稚園の情報システムの導入及び維持管理に関する事

(2) 学校及び幼稚園の情報セキュリティ対策に関する事

(3) 事務局の情報システムの管理調整に関する事

第5条を次のように改める。

(教職員課の事務)

第5条 教職員課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

(1) 児童及び生徒の就学に関する事

(2) 学級編成及び園児募集に関する事

(3) 学校基本調査に関する事

(4) 教職員(教員を除く。)の研修に関する事

(5) 教職員の福利厚生に関する事

(6) 教職員の健康管理に関する事

(7) 教職員の公務災害補償に関する事

(8) 課の庶務に関する事

人事係

(1) 教職員及び県費職員の人事に関する事

(2) 県費教職員の任免その他進退の内申に関する事

(3) 教職員の組織する職員団体及び職員組合に関する事

給与係

(1) 教職員の給与その他の給付に関する事

(2) 公立学校共済組合に関する事

第9条を削り、第8条指導係の部分に次の1号を加える。

(7) 保育内容の指導等関係事業への指導に関する事

第8条中生徒指導係の部分削り、同条に次の1項を加える。

2 学校教育課いじめ対策生徒指導室の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生徒指導上の指導助言に関する事

(2) 登下校の安全指導に関する事

(3) 少年非行防止の街頭指導等に関する事

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(生涯学習課の事務)

第6条 生涯学習課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 生涯学習の総合計画及び調整に関する事

(2) 社会教育関係団体の総括に関する事

(3) 社会教育委員に関する事

(4) 社会教育施設の維持管理に関する事

(5) 社会教育施設の整備計画に関する事

(6) 成人教育に関する事

(7) 青少年教育に関する事

(8) 家庭教育に関する事

(9) 視聴覚教育に関する事

(10) 公民館に関する事

(11) 公民館運営審議会に関する事

(12) 青少年団体の指導育成に関する事

(13) 青少年問題協議会に関する事

(14) 黒髪山キャンプフィールドに関する事

(15) 課の庶務に関する事

第10条給食係の部分の第6号を次のように改める。

(6) 学校、幼稚園及び認定こども園の給食に関する事

第13条の表放課後児童健全育成事業施設の項中「教育総務部」を「学校教育部」に改め、同条を第14条とし、第12条の表学校及び幼稚園の項を削り、同表中

黒髪山キャンプフィールド	教育総務部	地域教育課	を
公民館			

黒髪山キャンプフィールド	学校教育部	地域教育課
公民館		

に改め、同条を第13条とする。

第11条の2に次の1項を加え、同条を第12条の2とする。  
2 課に管理主事を置くことができる。管理主事は、上司の命を受け人事管理の事務を行う。

第11条中第16項を第17項とし、第15項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第12項中「主幹」を「主幹及び室長」に改め、同項を同条第13項とし、同条第3項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 室に室長を置き、特に必要があるときは、室に主任を置くことができる。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。  
(地域教育課)

第11条 地域教育課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

地域学校連携係

- (1) 地域学校連携事業に関すること。
- (2) 地域学校連携事業の推進に関すること。
- (3) 地域学校連携事業に係る研修に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 児童育成料の徴収に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第4号

奈良市教育センター組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良市教育センター組織に関する規則（平成23年奈良市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び係」及び「総務係 研修係 研究係」を削る。

第4条を次のように改める。

(教育支援課の事務)

第4条 教育支援課の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 教職員研修その他センターが行う事業の調査、企画及び実施に関すること。
- (2) 教育関係情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 教育計画、教育内容及び教育方法の調査研究に関すること。
- (4) センター学習等に関すること。
- (5) センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (6) センター内の他課の主管に属しないこと。
- (7) センター及び課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第5号

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校市費支弁教職員の人事評価に関する規則（平成18年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項の表中「学務課長」を「教職員課長」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立学校教職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市立学校教職員安全衛生規則（平成22年奈良市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「学校教育部長」を「教育総務部長」に改める。

第6条第1項中「学務課長」を「教職員課長」に改める。

第15条中「学務課」を「教職員課」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)



教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

**奈良市教育委員会規則第7号**

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則の一部

を改正する規則

教育機関等の職員の勤務時間等に関する規則（昭和47年奈良市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育総務課長」を「教職員課長」に改める。

別表図書館の項の次に次のように加える。

史料保存館	全員（館長を除く。）	日勤	午前8時30分から 午後5時15分まで	1時間	月曜日及び職員ごとに4週間に つき4日の割合 で所属長が定める日
-------	------------	----	------------------------	-----	--

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

**奈良市教育委員会規則第8号**

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市文化財保存公開施設条例施行規則（平成17年奈良市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。  
（開館時間）

第5条 史料保存館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を受けて、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 史料保存館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、教育長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

**奈良市教育委員会規則第9号**

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和32年奈良市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、学校教育法」を「、奈良市立小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における学校教育法」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

**奈良市教育委員会訓令甲第1号**

庁中一般

関係各所

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中室雄俊

奈良市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和34年奈良市訓令第6号）第12条」を「（平成14年奈良市訓令甲第1号）第11条」に改める。

第3条第11号中「及び分納」を削り、同条に次の5号を加える。

(12) 市税を除く市の歳入（以下「収入金」という。）の徴収停止の決定及び取消し

(13) 収入金の履行期限を延長する特約又は処分の決定及び取消し

(14) 収入金の担保の処分若しくは担保権の実行の手續又は強制執行の手續の決定及び取消し

(15) 収入金の保全のための担保の要求又は仮差押え若しくは仮処分の手続の決定及び解除

(16) 1件100万円以上の収入金の分納の承認及び取消し  
第5条課長等共通の部分中第14号を第21号とし、第13号

の次に次の7号を加える。

- (14) 収入金の納入の通知及び督促
  - (15) 収入金の履行期限の繰上げの決定
  - (16) 収入金の配当の要求その他の債権の申出の決定及び取消し
  - (17) 1件100万円未満の収入金の分納の承認及び取消し
  - (18) 奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第8条の規定に基づく延滞金等の免除（免除基準が明確なものに限る。）
  - (19) 収入金の公示送達及びこれに伴う納期の変更
  - (20) 過誤納金の充当還付
- 第5条教育総務課長の部分中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同部分の次に次のように加える。

教職員課長

- (1) 条例その他の規定に基づく職員及び教員の定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定

- (2) 職員及び教員の職員証その他証票の発行

第5条地域教育課長の部分の第2号を削り、同条学務課長の部分を削る。

第7条図書館長共通の部分の第1号から第4号までを削り、同部分の第5号から第13号までを4号ずつ繰り上げ、同条中央図書館長の部分に次の4号を加える。

- (2) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、し尿処理料金、電話料金、料金後払とする郵便物等の料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定
- (3) 1件500万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (4) 前2号以外の1件300万円未満の支出負担行為の決定
- (5) 支出命令書の発行

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

#### 奈良市教育委員会訓令甲第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会綱紀点検調査委員会設置規程（平成元年奈良市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育総務課」を「教職員課」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

#### 奈良市教育委員会訓令甲第3号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会職員服務規程（平成5年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育総務課長」を「教職員課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

#### 奈良市教育委員会訓令甲第4号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会職員出勤整理簿等取扱規程（平成5年奈良市教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育総務課長」を「教職員課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

（平成25年3月29日揭示済）

#### 奈良市教育委員会訓令甲第5号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市教育委員会指定学校変更審査会設置規程（平成14年奈良市教育委員会訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「学校教育部長」を「教育総務部長」に改める。

第6条中「学務課」を「教職員課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

委員	学校教育部長 学校教育課長 教職員課長 教育政策課長 教育相談課長
----	-----------------------------------

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。  
(平成25年3月29日揭示済)

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会  
委員長 杉 江 雅 彦

奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市立幼稚園に在園する園児の保護者（以下「保護者」という。）の子育てを支援するため、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実施園)

第2条 預かり保育は次に掲げる幼稚園（以下「実施園」という。）で実施する。

- (1) 奈良市立大宮幼稚園
- (2) 奈良市立富雄北幼稚園
- (3) 奈良市立富雄第三幼稚園

(保護者の要件)

第3条 預かり保育を利用することができる保護者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 園児が預かり保育を利用しようとする幼稚園に在園していること。
- (2) 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。
  - ア 保護者が家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定がある場合
  - イ 保護者が育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要がある場合
  - ウ 保護者又は家族が出産、疾病等により入院又は通院を必要とする場合
  - エ 保護者が家族の看護又は介護を行う必要がある場合
  - オ 保護者が園児の兄弟姉妹の授業参観又は懇談会に出席する場合
  - カ その他園長が預かり保育が必要であると認める場合

(実施日)

第4条 預かり保育を実施する日は、平日（月曜日から金曜日まで）とし、実施園の園長が定める。

2 預かり保育を実施しない日は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日と

する。

3 前2項の規定にかかわらず、園長が特別な理由があると認めるときは、教育委員会の許可を受けて預かり保育の実施日を変更し、又は中止することができる。

(実施時間)

第5条 預かり保育の実施時間は、幼稚園の教育時間終了後から午後5時までとする。

2 奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）第52条に規定する夏期休業日、冬期休業日、春期休業日及び幼稚園創立記念日の預かり保育の実施時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、園長が特別な理由があると認めるときは、教育委員会の許可を受けて預かり保育の実施時間を変更することができる。

(申し込み等)

第6条 預かり保育を希望する保護者は、預かり保育申込書（別記第1号様式）を園長に提出し、その承認を受けることとする。ただし、第3条各号の要件を満たさなくなった場合、園長は、預かり保育の利用承認を取り消すことができる。

(費用負担)

第7条 預かり保育を利用しようとする保護者は、預かり保育に要する費用（おやつ代及び教材費を含む。以下「負担金」という。）として、園児1人1日につき次のとおり負担しなければならない。

- (1) 第5条第1項で定める預かり保育の負担金 300円
- (2) 第5条第2項に定める預かり保育の負担金 500円

2 負担金は、預かり保育利用券（別記第2号様式及び第3号様式）を保護者に交付する際に徴収するものとする。  
(負担金の還付)

第8条 既納の負担金は、還付しない。ただし、退園等により預かり保育利用券が不要となった場合には還付するものとする。

2 保護者は、負担金の還付を受けようとする場合は、預かり保育負担金還付申請書（別記第4号様式）に利用券を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請に基づき還付を決定した場合は、預かり保育負担金還付決定通知書（別記第5号様式）を交付するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度教育委員会が定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第2号様式

<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用券 利用料 300円</p> <p>利用日 年 月 日</p> <p>組 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____</p> <p>幼稚園 _____</p> <p>確認欄</p>	<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用券 利用料 300円</p> <p>領収印</p> <p>幼稚園</p>
--	---

第3号様式

<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用券 利用料 500円</p> <p>利用日 年 月 日</p> <p>組 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>保護者氏名 _____</p> <p>幼稚園 _____</p> <p>確認欄</p>	<p>No. _____</p> <p>預かり保育利用券 利用料 500円</p> <p>領収印</p> <p>幼稚園</p>
--	---

別記

第1号様式

預かり保育申込書

預かり保育申込書 年 月 日

(宛先) 奈良市立 幼稚園長

保護者住所 氏名 名 印

奈良市立 幼稚園の預かり保育を申し込みます。

ふりがな 園児氏名	年 月 日生 ( 歳) 男・女	<p>当てはまる理由の番号に○を付けて下さい。</p> <p>(1) 家事以外の業務に現に就労し、又は就労する予定があるため。</p> <p>(2) 育児に伴う心理的又は肉体的負担を軽減する必要があるため。</p> <p>(3) 出産、疾病等により入院又は通院を必要とするため。</p> <p>(4) 家族の看護又は介護を行う必要があるため。</p> <p>(5) 園児の兄弟姉妹の授業参観又は懇談会に出席するため。</p> <p>(6) その他(就学など)</p> <p>上記の理由の詳細を記載して下さい。</p>
預かり保育 希望の理由		[ ]

第4号様式

預かり保育負担金還付申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

住所  
氏名  
園名  
園児氏名

印

第5号様式

預かり保育負担金還付決定通知書

年 月 日

住所  
氏名  
園名  
園児氏名

様

預かり保育負担金の還付について、下記のとおり申請します。

還付金額 円

記

上記金額の還付を決定しました。

1. 還付利用券枚数 枚

2. 還付申請金額 円

3. 還付を希望する理由

4. 還付を希望する口座

口座振替			
銀行名	銀行	支店	(普通・当座)
口座番号			
口座名義			

利用券貼付欄

奈良市長

印

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市教育委員会告示第5号**

平成25年4月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成25年3月29日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

## 1 日時

平成25年4月1日（月）

午前9時

## 2 場所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

## 3 会議に付すべき事件

## 議事

議案第1号 教育委員長の選挙について

議案第2号 教育委員長職務代理者の指定について

議案第3号 奈良市教育委員会教育長の任命について

傍聴受付は、開催日の午前8時00分から午前8時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成25年3月29日揭示済)

**選挙管理委員会****奈良市選挙管理委員会告示第7号**

平成25年3月31日現在における奈良市農業委員会委員の選挙権を有する者の各選挙区の2分の1の数は、次のとおりです。

平成25年3月31日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保武志

第1選挙区 1,371人

第2選挙区 1,347人

第3選挙区 1,451人

第4選挙区 1,754人

第5選挙区 1,575人

(平成25年3月31日揭示済)

**議 会****奈良市議会規程第2号**

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月27日

奈良市議会議長 土田敏朗

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市議会事務局組織及び処務等に関する規程（昭和52年奈良市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項議会総務課総務係の部分中第9号を次のよ

うに改める。

(9) 政務活動費に関すること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成25年3月27日揭示済)

**奈良市議会告示第1号**

平成25年3月22日、森田一成議員及び池田慎久議員が議会運営委員会の委員を辞任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市議会告示第2号**

平成25年3月26日、議会運営委員会の委員に森田一成議員を選任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市議会告示第3号**

平成25年3月22日、植村佳史議員及び三浦教次議員が、平成25年3月26日、中西吉日出議員が議会制度検討特別委員会の委員を辞任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市議会告示第4号**

平成25年3月26日、議会制度検討特別委員会の委員に三浦教次議員を、平成25年3月28日、同委員に植村佳史議員を選任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市議会告示第5号**

平成25年3月22日、奈良市議会だより編集委員会の植村佳史委員が辞任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)

**奈良市議会告示第6号**

平成25年3月26日、奈良市議会だより編集委員会の委員に中西吉日出議員が就任しました。

平成25年3月29日

奈良市議会議長 土田敏朗

(平成25年3月29日揭示済)